



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年9月15日金曜日 第443号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則及び愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則の一部を改正する規則... (循環型社会推進課) ... 868

## 告 示

愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更..... (税務課) ... 871

救急病院の協力申出..... (医療対策課) ... 871

道路の供用開始 (県道菟ヶ市松野線)..... (南予地方局管理課) ... 871

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要..... (南予地方局八幡浜保健所環境保全課) ... 871

## 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令..... (男女参画・子育て支援課) ... 873

## 選挙管理委員会告示

直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... (選挙管理委員会) ... 874

## 規 則

### ○愛媛県規則第40号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則及び愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年9月15日

愛媛県知事 中村時広

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則及び愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則の一部を改正する規則

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正)

**第1条** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(昭和52年愛媛県規則第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>第6条</b> 省略</p> <p>(提出書類の特例)</p> <p><b>第7条</b> 省令及びこの規則の規定により同時に2以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載し、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、知事は、本人確認情報(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の6第1項に規定する本人確認情報をいう。)を利用し、又は当該情報の提供を受ける方法その他の方法により省令及びこの規則の規定によつて添付すべき書類の内容を確認することができるためその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書類の添付を省略させることができる。</p> <p><b>第8条</b> 省略</p>	<p><b>第6条</b> 省略</p> <p><b>第7条</b> 省略</p>

(愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則の一部改正)

**第2条** 愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則(平成12年愛媛県規則第58号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後

改 正 前

第11条 省略

(提出書類の特例)

第12条 省令及びこの規則の規定により同時に2以上の申請書その他の書類を提出する場合において、各申請書その他の書類に添付すべき書類の内容が同一であるときは、一の申請書その他の書類にこれを添付し、他の申請書その他の書類にはその旨を記載して、一の申請書その他の書類に添付した書類の添付を省略することができる。

第13条 省略

様式第1号(第2条関係) 再生輸送業者指定申請書

省略	申請者	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	—
省略			
省略			

注1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

様式第3号(第3条関係) 再生活用業者指定申請書

省略	申請者	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	—
省略			
省略			

注1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

様式第5号(第4条関係) 再生利用業者変更指定申請書

省略	申請者	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	—
省略			
省略			

注1 省略

2 省略

3 省略

4 省略

5 省略

様式第6号(第5条関係) 再生利用業廃止(変更)届出書

第11条 省略

第12条 省略

様式第1号(第2条関係) 再生輸送業者指定申請書

省略	申請者	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	㊞
省略			
省略			

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名  
することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

様式第3号(第3条関係) 再生活用業者指定申請書

省略	申請者	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	㊞
省略			
省略			

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名  
することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

様式第5号(第4条関係) 再生利用業者変更指定申請書

省略	申請者	氏名(法人にあっては、 名称及び代表者の氏名)	㊞
省略			
省略			

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名  
することができる。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

様式第6号(第5条関係) 再生利用業廃止(変更)届出書

省略	氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	—
省略		

注1 省略

2 省略

3 省略

様式第7号（第8条関係） 産業廃棄物の再生利用実績報告書

省略	氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	—
省略		

注 省略

様式第8号（第9条関係） 再生利用業者指定証再交付申請書

省略	氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	—
省略		

注 省略

省略	氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	㊟
省略		

注1 省略

2 届出者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

3 省略

4 省略

様式第7号（第8条関係） 産業廃棄物の再生利用実績報告書

省略	氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	㊟
省略		

注1 省略

2 報告者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

様式第8号（第9条関係） 再生利用業者指定証再交付申請書

省略	氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）	㊟
省略		

注1 省略

2 申請者が個人の場合にあっては、記名押印に代えて署名することができる。

附 則

- この規則は、令和5年9月16日から施行する。
- 愛媛県規則における押印等を不要とするための手続の特例に関する規則（令和3年愛媛県規則第34号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印（これらに類するものを含む。）については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)～(59) 省略</p> <p>(60) 省略</p> <p>(61) 省略</p> <p>(62) 省略</p> <p>(63) 省略</p> <p>(64) 省略</p> <p>(65) 省略</p> <p>(66) 省略</p> <p>(67) 省略</p> <p>(68) 省略</p>	<p>申請者、届出者、報告者等が行わなければならないとされている書類の押印、署名又は署名押印（これらに類するものを含む。）については、次に掲げる規則の規定にかかわらず、申請者、届出者、報告者等は、これらの行為を行うことを要しない。</p> <p>(1)～(59) 省略</p> <p><u>(60) 愛媛県産業廃棄物再生利用業者の指定に関する規則（平成12年愛媛県規則第58号）様式第1号、様式第3号、様式第5号から様式第8号まで</u></p> <p>(61) 省略</p> <p>(62) 省略</p> <p>(63) 省略</p> <p>(64) 省略</p> <p>(65) 省略</p> <p>(66) 省略</p> <p>(67) 省略</p> <p>(68) 省略</p> <p>(69) 省略</p>

告 示

○愛媛県告示第1005号

愛媛県税賦課徴収条例施行規則（昭和29年愛媛県規則第38号）第3条第1項の規定により、令和5年9月5日次のとおり愛媛県県税証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更を許可した。

令和5年9月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with columns: 指定番号, 売りさばき人氏名, 変更事項 (新, 旧). Row 1: 26, 愛媛県猟友会大洲支部 支部長 城戸 哲雄, 住所 大洲市阿蔵甲374-2, 住所 大洲市柚木340-29, 売りさばき所 大洲市阿蔵甲374-2, 売りさばき所 大洲市柚木340-29.

○愛媛県告示第1006号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和5年9月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with columns: 名称, 所在地, 開設者名, 認定の有効期限. Row 1: 西予市立西予市民病院, 西予市宇和町永長147番地1, 西予市, 令和8年9月20日まで.

○愛媛県告示第1007号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和5年9月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

Table with columns: 道路の種類, 路線名, 供用開始の区間, 供用開始の日. Row 1: 県道, 藪ヶ市松野線, 北宇和郡松野町大字富岡2186番3から同大字2177番3まで, 令和5年9月15日.

○愛媛県告示第1008号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県八幡浜保健所及び大洲市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和5年9月15日

愛媛県八幡浜保健所長 竹 内 豊

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
鹿島建設株式会社
東京都港区元赤坂1-3-1
代表取締役社長 天野 裕正
2 事業場の名称及び所在地
鹿島建設(株)山鳥坂ダム仮排水トンネル工事事務所
大洲市肱川町山鳥坂地先
3 特定施設に関する事項
(1) パッチャープラント

Table with columns: 特定施設の種類, 特定施設の能力, 工事の着手予定年月日. Row 1: 水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1 55 生コンクリート製造業の用に供するパッチャープラント, 25m³/h, 許可後直ちに.

Table with columns: 工事の完成予定年月日, 使用開始の予定年月日, 特定施設の使用時間間隔, 特定施設の1日当たりの使用時間, 特定施設の使用の季節的変動の概要, 特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値. Rows include: 着手後30日, 完成の翌日, 通常4回/日、最大5回/日, 通常4時間、最大5時間, なし, 水素イオン濃度（水素指数）通常 10.0-12.0 最大 10.0-12.0, 化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）通常 5.0 最大 10.0, 生物化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）通常 3.0 最大 5.0, 浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）通常 2,500 最大 3,000, 窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）通常 2.0 最大 3.0.

りん含有量 (単位 1 リットルに つきミリグ ラム)	通常 0.04 最大 0.05
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 12.0 最大 15.0

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 沈殿槽

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後30日		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種類	沈殿槽		
処理施設の型式	-		
処理施設の構造	鋼製		
処理施設の主要寸法	5,000×2,000×2,000 (mm)		
処理施設の能力	有効容積20m <sup>3</sup>		
汚水等の処理の方式	自然沈降		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 5.0	通常 3.0 最大 5.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,500 最大 3,000	通常 250 最大 300
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0	通常 2.0 最大 3.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.04 最大 0.05	通常 0.04 最大 0.05
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 12.0 最大 15.0	通常 12.0 最大 15.0	

(2) 濁水処理施設

工事の着手予定年月日	許可後直ちに		
工事の完成予定年月日	着手後30日		
使用開始の予定年月日	完成の翌日		
処理施設の種類	スギジェット式シックナー		
処理施設の型式	T J L - 30		
処理施設の構造	鋼製		
処理施設の主要寸法	2,300×2,400×5,500 (mm)		
処理施設の能力	30m <sup>3</sup> /h		
汚水等の処理の方式	凝集沈殿 + pH調整		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設に よる処理前 及び処理後 の汚水等の 汚染状態の 値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 10.0~12.0 最大 10.0~12.0	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0	通常 5.0 最大 10.0
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 5.0	通常 3.0 最大 5.0
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2,500 最大 3,000	通常 20 最大 25
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0	通常 2.0 最大 3.0
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.04 最大 0.05	通常 0.04 最大 0.05
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 90.7 最大 333	通常 90.7 最大 333	

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1 排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 6.5~8.5 最大 6.5~8.5
	生物化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 3.0 最大 5.0

化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5.0 最大 10.0
浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 25
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 3.0

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.04 最大 0.05
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 90.7 最大 333

訓 令

○愛媛県訓令第15号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年9月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程(昭和51年愛媛県訓令第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前							
<b>別表第6(第4条関係)</b> 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項					<b>別表第6(第4条関係)</b> 知事の権限に属する保健福祉部関係事務に係る特定決裁事項							
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			組織名	事務の種類	事 項	決裁区分			
			専決者						専決者			
			知事	福祉政策局長	課長 主幹				知事	福祉政策局長	課長 主幹	
男女 参画 ・ 子 育 て 支 援 課	1～7 省略					男女 参画 ・ 子 育 て 支 援 課	1～7 省略					
	8 就学 前の子 どもに 関する 教育、 保育等 の総合 的な提 供の推 進に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 認定こども園に関する こと。					8 就学 前の子 どもに 関する 教育、 保育等 の総合 的な提 供の推 進に関 する法 律の施 行に関 する事 務	1 認定こども園に関する こと。				
		(1) 省略				(1) 認定(第3条第1項、第 3項、第9項)		—				
		(2) 省略				(2) 省略						
		(3) 省略				(3) 認定の取消し(第7条)		—				
		(4) 認可に係る協議(第17条 第5項)				(4) 省略						
						(5) 設置等の届出の受理(第 16条)			—			
						(6) 設置等の認可(第17条第 1項)			—			
						(7) 省略						
						(8) 認可に係る協議(第17条 第4項、第5項)						
				(9) 書類の受理(第18条)					—			

										(10) 認可の取消し(第22条第1項)	—		
										(11) 園長の届出の受理(第26条、学校教育法第10条)			—
										(12) 変更の届出の処理(第29条)			—
										(13) 運営の状況の報告の受理(第30条第1項)			—
										(14) 報告の徴収(第30条第2項)			—
										(15) 認定の辞退及び休止の届出の処理(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例第4条)			—
	9 ~ 17 省略									9 ~ 17 省略			
備考 省略										備考 省略			

附 則

この訓令は、令和 5 年 9 月 16 日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第65号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

令和 5 年 9 月 15 日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,121,112
- (2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 22,423
- (3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 240,139

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

選挙区別	選挙権を有する者の総数	同左の3分の1の数(松山市・上浮穴郡選挙区にあっては、同左の40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)
伊予郡	42,920	14,307
南宇和郡	17,281	5,761
松山市・上浮穴郡	429,914	138,319
今治市・越智郡	133,041	44,347
宇和島市・北宇和郡	71,843	23,948
八幡浜市・西宇和郡	34,407	11,469

新居浜市	96,614	32,205
西条市	88,201	29,401
大洲市・喜多郡	47,757	15,919
伊予市	30,284	10,095
四国中央市	70,569	23,523
西予市	30,309	10,103
東温市	27,972	9,324